

滋 特 第 1 5 号  
平成 24 年 (2012 年) 3 月 14 日



(社) 滋賀県建築士事務所協会 様

滋賀県特定行政庁連絡会議会長



建築基準法第 7 条の 3 第 1 項および第 6 項の規定に基づく  
特定工程および特定工程後の工程指定について (通知)

貴会におかれては、平素より県内の建築指導行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県内においては平成 12 年から建築基準法第 7 条の 3 第 1 項および第 6 項の規定に基づき建築物の中間検査制度を行っているところですが、平成 24 年 4 月以降についても、従前通り滋賀県内の特定行政庁で統一の特定工程および特定工程後の工程として指定しましたので通知します。

今回の指定に係る概要としては、施行期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとし、対象となる建築物として法第 68 条の 23 第 1 項の規定に基づく外国型式部材等製造者認証を受けた建築物を適用除外としたものです。

つきましては、円滑な施行を図るため、貴職におかれても貴会会員各位への本告示の周知について、よろしくお願い申し上げます。